

清代北京の民間消防組織

掘 地 明

はじめに	315
I 水会の成立と治安維持	318
II 水会と国家	324
III 水会の火災消火活動とその問題点	327
おわりに	336

はじめに

周知のように北京は元明清王朝と中華民国北京政府、及び中華人民共和国の首都である。明清両王朝時代と中華民国北京政府期の北京は京師と称され、皇城・内城・外城と三つの異なる空間から構成されていた。人口と家屋が密集する都市で発生する火災は都市特有の災害であり、時には甚大な被害をもたらした。それゆえに火災と防火は首都北京にとっても大きな問題であった。清代北京において、どれくらいの件数の火災が発生し、社会と国家はどのようにして火災を鎮火し、またいかなる防火策を講じていたのか。

このような問題関心から、筆者は清代北京の官治消防組織について論じ、「清代北京火災消火活動年表」を提示した⁽¹⁾。義和団事件以前における清代北京の火災消火は、内城では歩軍統領衙門が、外城では五城巡城御史が担当していた。歩軍統領衙門と五城巡城御史はともに北京の警察治安維持機構であり、消防は警察治安行政の一環として執行されていた。義和団事件以降に清朝は日本の占領統治機構を母体として、新式の警察である巡警、及び警察学校である警務学堂を設立し、警務学堂の中に火災消火を専門とする消防隊が設けられ、日本式の消防教育を受けた者を隊員とした。巡警も消防教育を受け、消防隊とともに火災消火にあたった。皇帝が起居する紫禁城では、雍正5（1727）年に消防専門組織である「紫禁城内火班」が設置された⁽²⁾。内外城の官治消防組織と紫禁城内火班はともに清朝

が主導する国家的消防であり、内外城における民間の消防組織については、従前の研究では何ら論究できていない。清代北京消防研究には、民間消防組織の考察は重要な課題である。

本稿は清代北京消防研究の一環として、清代北京における水会について論じる。水会とは清代に設立され、民国期にも継続して消防活動を展開していた民間の消防団体である。高嶋航の研究によると、清代には、民辦の消防団体「水龍会」が現役か退休の官僚と商人によって設立され、水龍（消火ポンプ）を具備していた⁽³⁾。光緒－宣統年間（1875－1911）の『申報』は、吉林・奉天・開封・天津・通州・揚州・南京・杭州・温州・紹興・蕪湖・漢口・沙市・広州等の都市における水会の消防活動を報じている。吉澤誠一郎は同治9（1870）年の天津教案に火会と称する防火組織が関与していたことを論じた。天津の火会は17世紀康熙年間初めに貢生が創立したのが最初であり、地元の有力者が資金を提供し、零細な商人が実働部隊となり火災を鎮火した。火会は道光20（1840）年のアヘン戦争と咸豐3（1853）年の太平天国の北伐時には、団練に協力して天津の軍事的防衛の一端を担った。火会が有事の地域防衛に関与していたことは印象的である⁽⁴⁾。

1930年代の南京国民政府期において、民間消防団体は「救火会」「公益会」「消防委員会」「救火委員会」「水社」「水局」等と称し、南京（会数11、以下同）・上海（22）・漢口（39）・武昌（41）・漢陽（19）・寧波（17）・福州（38）・広州（11）・南寧（6）・山西（4）・河北各都市（82）等の各都市に広範に存在していた。民間消防組織は、北平（北京）と河北（直隸）では「水会」「水局」「水社」と称し、南方では「救火会」と称する例が多かった⁽⁵⁾。管見の限り、清代北京では救火会の用例はなく、「水局」「水会」が併用されている。

北京の民間消防組織である水会については、今堀誠二（1914－1992）の『北平市民の自治構成』（文求堂、1947年、東京）があり、つとにその存在は知られていた。今堀誠二は1939年に広島文理科大学を卒業し同学講師となり、北京へ留学に赴き、北京師範大学講師に就任した。1942年夏、今堀は仁井田陞の助手として北平のギルド調査に従事し、彼の堪能な北京官話と北京の規矩に対する悉知は、仁井田のギルド調査を大いに助けた。翌1943年8月、29歳の今堀は北平の「街巷自治構成の調査」に従事し、9月に長蘆塩研究のため天津に転じた。1944年3月に今堀は『北平市民の自治構成』を脱稿したが、戦局の悪化により校正が完了しないまま、1945年3月4日の東京大空襲に見舞われ、何とか東京の居所から本書の草稿を広島に持ち帰ったが、空襲で写真と地図は焼失してしまった。本書は東京大空襲時の消火活動で水に濡れた草稿を1947年に出版したものであるが、今堀の水会訪問調査と執筆は戦時中である⁽⁶⁾。なお、今堀は決して1人ではなく、広島文理科大学卒業の学友で華北政務委員会外交局副局長の陳維廉に協力を請い、北京の警察が派遣した警官とと

もに水会の訪問調査を実施した⁽⁷⁾。

本書は日中戦争期日本統治下の北京における、水会の実地調査に基づく非常に貴重な研究である。今堀誠二によると、北京では外城を主として、1845年頃より1910年代までに25以上の水会が結成され、調査当時の1943年には16ほどが存在していた。水会は第2次アヘン戦争敗北後に治安が悪化する中で、市民が自己の安全を守るために街区ごとに編成し、富商を中心として一般の住戸も加わった義勇消防団であり、消防の他に自警・慈善の諸活動を行っていた。消火活動は団体の中核的事業であり、全ての団体は結成当初から調査時点まで消防機能を有し、消火ポンプ（水龍）を中心とした消火用具を備えていた。その主な人的構成は、消防主任の頭目1～2人と消防手の夫役10～50人程度からなっていた。頭目は会に雇用されて月給をあたえられ、消火器具の保全・火災予防・火災時の人集めと実際の消防の指揮にあたり、夫役は会で取り決めた小商人が多く、平時は消防訓練を受けることもなく、火災時には多少の出動手当をもらっていた。水会が管轄する範囲は会の義挙的性格により、居住地のみに限定されていなかった。しかし、夫役の消火活動への参加は、それが義務付けられていた会においてさえ自由参加と大差がなく、消火機能は低かった。

水会に関する今堀誠二の最大の功績は自ら訪問調査し、そこで収集した碑文・匾額の文字情報と当時の関係者からの聞き取りを記録し保存したことである。これらは水会の史料として非常に貴重なものであり、現在にいたるまで中国語圏でも今堀の研究はほとんど知られていない。今日的には、『北平市民の自治構成』に収録された記録を史料として再読し、今堀が利用できなかった檔案と報刊史料を加え、清代北京の水会を研究することが課題である。

今堀による水会調査の1年前の1942年、北京市は水会の組織が機能不全に陥り、有名無実化していたため、各水会首事人を集めて意見を聴取し、水会本来の消防機能を発揮するために改善策を協議した。協議で出された意見は次のようであった。水会は清末に成立したが、消防隊の設立以降、水会の消火器具と消火法は消防隊に比して遅れたものになり、「時代之廢物」となっている。しかし、水会は長い歴史を有し、人民に広く認知されているので全て解散するのは適当ではない。今後水会は可能な範囲で消火出動するが、消防隊への火災報知、消防隊が火災現場に到着する前の消火、消防隊到着以後は水源を消防隊に使用させ、火災の最前線から撤退し、火災現場の秩序維持を担当する等、消防隊の鎮火活動の補助に徹することが決定された⁽⁸⁾。今堀の調査当時の水会は衰退に瀕し、官設の消防隊の補助的機能のみを担う組織に変わりつつあった。

今堀の水会調査は衰退期の水会の調査であり、水会の歴史的変遷を考察するには限界がある。また、今堀の調査研究は水会の沿革・組織・事業・祭祀・官庁との関連・自治に及

ぶが、水会が成立した清代においてどのような消火活動を展開していたのかについての論及は少なく、清代の都市消防を担った民間団体たる水会の火災予防と消火活動を明らかにすることが本稿の課題である。

本稿では、最初に水会の成立を論じ、次いで水会と国家との関係、及び水会の消火活動について考察する。水会は水局とも記され、1890年頃を境として、それ以前は水局が、それ以後は水会が用いられる例が多いが、組織と機能には差異はない⁽⁹⁾。また、清代の奏摺には「水火会」という呼称も使われている。本稿では、原則として「水会」の表記を用いる。また、本稿では前稿の「清代北京火災消火活動年表」を必要に応じて参照しながら考察を進める。

行論に先立ち、清末北京城内の人口について述べておきたい。光緒34（1908）年の民政部の戸口調査によると、内城が637,729（人民414,418、八旗223,248）人、外城が304,599（人民291,076、八旗13,523）人、内外城あわせると、942,328（人民705,557、八旗236,771）人であった。宣武門・前門・崇文門の前三門の外部、いわゆる前三門外の人口は204,979人で、外城人口の67%を占めていた⁽¹⁰⁾。1917年の調査であるが、人口密度（華里、1華里は0.5キロ）は内城が4,491人、外城が6,495人であり、外城の前三門外は10,048人であった⁽¹¹⁾。前三門外に人口が集中し、かなり過密になっていた。

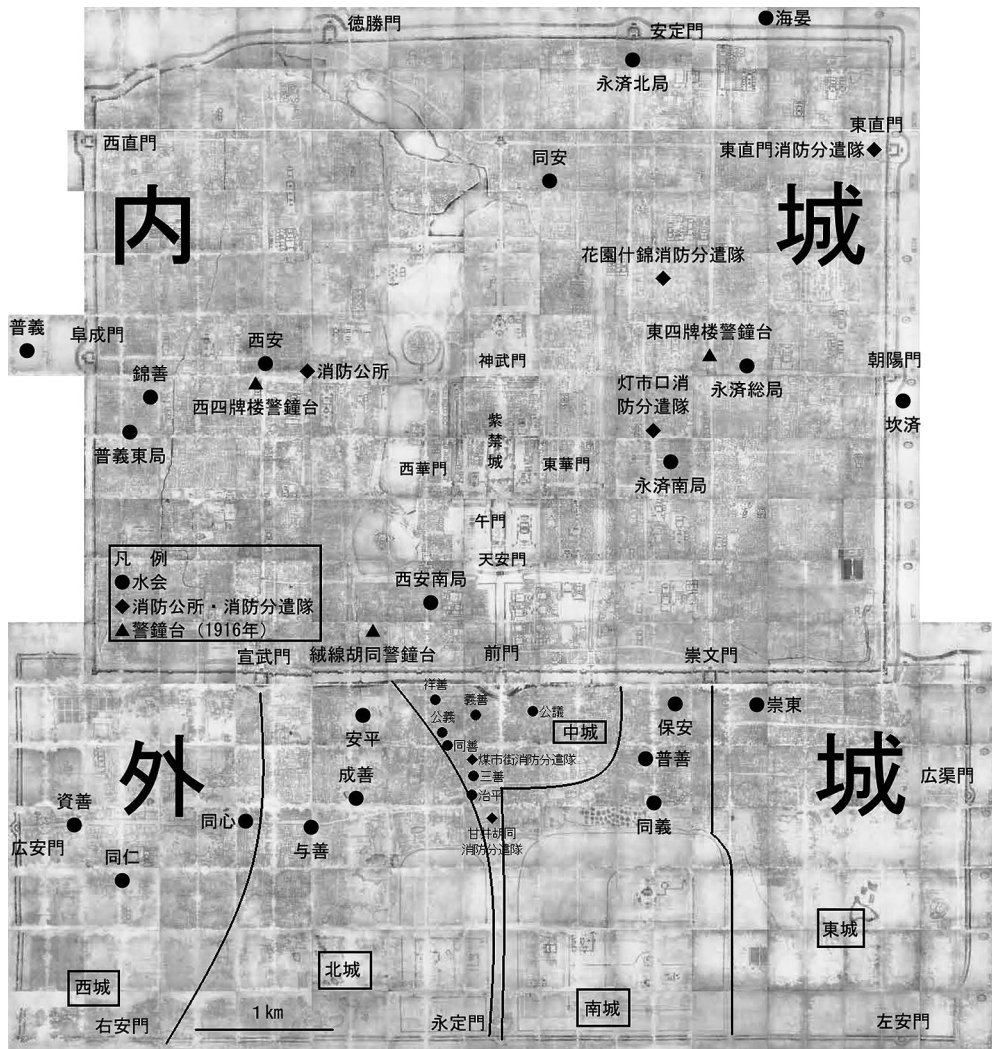
I 水会の成立と治安維持

表1は光緒『順天府志』『北平市民の自治構成』『北京誌』『申報』等より得られた水会の一覧であり、地図には水会・消防隊・望火台（火の見櫓）を図示した。最初に表1と地図より水会の分布と成立年代、民国期の動向を考察する。確認し得た水会は合計29であり、その内訳は内城が5、外城と城外が24であり、大部分が外城に所在している。外城の五城の区分で見ると、中城が7、東城が2、西城が4、南城が3、北城が5、城外が3であり、前門大街の東西に位置し、最も繁華な商業地である中城に水会が集中している。成立年代の最も早いものは道光25（1845）年設立の保安、次いで道光28（1848）年設立の公議であり、咸豊年間（1851-1861）に8つの水会が結成され、同治年間（1862-1874）に6が成立、咸豊・同治年間の23年間に2年に1水会の割合で結成されている。光緒年間（1875-1911）には10の水会が成立している。永濟・西安・普義の3水会は分局を設置している。表1の公義と同義はともに咸豊3（1853）年の成立である。咸豊3年、太平天国の北伐が直隸深州にまで及ぶと、首都北京はかなり混乱し戒厳態勢が敷かれ、官府により城内に潜伏した太平天国軍の密偵が摘発された⁽¹²⁾。咸豊3年における公義と同義の成立は、北京での防衛態勢

表1 清代北京の水会一覧

通番	名称	設立年*は推定	城分	所在地	備考	1916年	1943年	出処
1	永濟	1890	内城	東城	鎮舖が主導、設立時は東安水会、義和団事件で壊滅、光緒28(1902)年1月に左翼尉尉烏珍富商の倡議で再建、同年6月に南局と北局を分設。	○	○	①②
2	錦善		内城	錦什坊街	戸部尚書署設置を倡議、捐資で水龍・水槍・旗幟・号灯を購備、練勇を添設し夜間巡邏、水会の経費は舖戸の資本に応じて捐資、毎段1〜2名の舖戸が直事に充当し会務を執行。六部口に南局あり、1916年の「北京指南」には北局(管外廟)も記す。	○	×	①
3	西安	1893	内城	西四牌樓小旗樓寺		○	×	③④
4	同安	1886	内城	地安門外方碑廠	光緒22年に新設。	○	×	①⑤
5	崇正	1898	内城			×	×	⑥
6	公議	道光28	外城	前門外鮮魚口	紳商董名崑の創始、咸豐10(1860)年に団防添設、光緒14年皇城と15年天壇火災の消火に活動。	○	○	⑦②
7	公義	咸豐3	外城	前門外煤市街	衆舖戸が募資を出す、光緒22(1896)年に巡防、光緒14(1889)年皇城と15年天壇の火災消火に活動。	○	○	②
8	同善	咸豐7	外城	同治13年に王広福斜街	紳士の創設、旧は大李紗帽胡同火神廟に所在、咸豐10年団防、忠義局と牛痘局を設置。	○	○	⑦②⑧
9	治平	咸豐10迄	外城	前門外觀音寺	咸豐10年12月の疫癘に觀音寺公議水会を募理団防と記す。	○	○	②
10	義善	光緒17	外城	前門外大柵欄	紳商が設立、1913年1月の兵燹時に商団活動。	○	○	②
11	三善	光緒24	外城	前門外甘井胡同	広安門内増泰寺で成立、紳商王潤鈞が西城に各部立案を要請、北局と東局を置く。	○	○	②⑨⑩
12	祥善	光緒34	外城	廊房头条	前門外孟家が経営する祥字号綉緞店各号の經理人が商議し設立。	×	×	⑪
13	崇東	咸豐年間	外城	崇文門外花兒市大街火神廟	消防と繕補。	○	○	⑦②
14	坎濟	同治1	城外	朝陽門外大街馬公庵	団防。	○	○	⑦②
15	同仁	咸豐11	外城	牛街口外広安寺、菜市口		○	○	⑦
16	普義	同治6	城外	阜成門外	紳士と舖商が資金を醸出、光緒18(1892)年に普義東局を阜成門内宮門口に添設。	○	○	⑫
17	同心	同治10	外城	宣武門外菜市口		×	×	⑦
18	資善	光緒3	外城	広安門内大街	旧は暖廠、光緒3年10月に水会を設置。	×	×	⑦
19	保安	道光25	外城	崇文門外打磨廠	もと太平水局、咸豐3(1853)年団防を添設、同治(1871)10年に保安に改名、光緒6(1880)年に練勇を添設、毎夜巡夜。	○	○	⑦②
20	同義	咸豐3	外城	三里河橋東	咸豐10年に団防添設、団防水会総局と称す。	○	×	⑦
21	普善	同治8	外城	新開路		○	○	⑦②
22	成善	同治10	外城	虎坊橋	虎坊橋の舖商の捐立。	○	○	②
23	与善	咸豐7	外城	宣武門外驛馬市大街	咸豐10年に団防添設。	○	○	⑦②
24	安平	咸豐8	外城	廠甸(琉璃廠)	創設時は從善水局、団防を兼ね、種痘実施、練勇を兼ねる。光緒4(1878)年に安平水会に改称。	○	○	⑦②
25	承善	同治末年	外城			×	×	⑬
26	保大		外城			×	×	⑭
27	海晏	光緒初年	城外	北城外坊	光緒21(1895)年に北城副指揮が到局し水龍等器具を査驗、24(1898)年に吏部が公認。	×	×	⑮
28	利濟	光緒15	城外	東直門外東欄鎮	東欄鎮の紳商3名が資金を提供し設立、勇丁を募集。	×	×	⑯
29	德安		城外	德勝門外?		×	×	⑰

出典：1916年は「北京指南」巻3-18に、1943年は今堀誠二調査時に記録があるか否かを示す。
 出処の①～⑰は下記の通り。①「北京誌」375-377頁、②今堀誠二「北平市民の自治構成」各説各章、③「申報」光緒19年3月25日、④「直報」光緒21年1月26日、⑤「申報」光緒13年8月18日、⑥「申報」光緒22年3月3日、⑦光緒「順天府志」卷12版局、⑧国立故宮博物院監製、軍機処奏摺録105887、⑨中国第一歴史檔案館編、軍機処奏摺録03-5517-036、⑩「申報」光緒26年2月21日、⑪「順天府志」光緒34年5月14日、⑫03-5512-060・03-5561-023、⑬「申報」光緒18年8月20日、⑭「申報」光緒6年4月17日、⑮03-6688-071、⑯中国第一歴史檔案館編、巡警部檔案1501-201、⑰「申報」光緒28年4月4日。



地図 清代北京の水会・消防公所・警鐘台分布図

出典：国立情報学研究所デジタル・シルクロード・プロジェクト、『東洋文庫所蔵』貴重書デジタルアーカイブ、『乾隆京城全図』（1750年）の画像を利用し作成。外城の五城境界線は、今堀誠二『北平市民の自治構成』巻末地図、及び倉持徳一郎「北京の五城、特に清の五城十坊」（日本大学史学会頌寿記念論文集刊行委員会『石田・和田・龍・山中四先生頌寿記念史学論文集』1962）472頁、北京五城十坊境界図（乾隆38年制）を参考にした。

強化と無縁ではないと考えられる。

祥善を除き、外城・城外の水会は全て光緒26（1900）年の義和団事件以前に成立しており、光緒新政期の改革政策によって国家により設立が推進されたものではない。光緒26年の義和団事件の戦火が原因であろうか、京師の20余りの水会は全て活動を停止した。翌

光緒27（1901）年8月、諸水会は前門外取灯胡同の同興堂飯荘の火災消火より活動を再開した。諸水会の会首は水夫を集め水龍で消火しようとしたが、水龍はしばらく不使用のため使い物にならなかった。そこで、会首たちは職人に水龍等の消火器具を修理してもらい、各水会は水龍の試用も兼ねて演習を実施し、見学者は水龍が銀河のように放水する様に歓声を上げた⁽¹³⁾。清代に最多29あった水会は民国期に消滅したのか、会数は減少していった。1916年には同心・資善・海晏の記録がなく、南京国民政府時期には水会は19となり⁽¹⁴⁾、1943年の今堀誠二調査時には錦善・同安・同義が確認できず、会数は16となっている。

上記は表1に基づく概括的な考察であるが、下記では水会の成立経緯、構成員とその活動範囲、官府による水会の公認、及び水会の治安維持活動への関与等について、日本軍の調査記録・新聞記事・水会の碑文等を用いて考察する。

内城の永済は光緒16（1890）年に民間有志が醸金して東四牌楼東街に成立し、成立時は東安水会と称した。東四牌楼路東の家を租借し、水龍等の簡易な消防器具を備え、城内に限って消火活動を展開した。東安水会は光緒26（1900）年の義和団事件で壊滅するが、光緒28（1902）年に再建され、永済水会総局と改称し、北局と南局の2分局を増設した。永済水会総局は東四牌楼東街を中心に約600メートル四方の商店を構成員として成立し、各店舗は毎月最高銀2両の醸金を提供した。水会の設置者は紳商・舗戸・舗商と記される商人層であった。水会は醸金者より首事60名を選出し、さらに首事60名より総会首2名を互選した。総会首と首事の権限に明文規定はなく、名誉職的であり任期もなかった。ただし、首事が店舗を閉鎖すると、水会との関係は消滅し、地域内に店舗を開設していることが水会構成員の不可欠な資格であり、水会は地縁団体であった。

永済は事務を担当する書記1名を毎月6両で雇用し、昼夜常駐させた。首事は毎日輪番で出勤し、主に会計事務を担当した。書記は防火器具の保管保全を担当し、首事の業務を補助した。各首事は2名の消防夫を出す義務があり、被雇用人が消防夫になり、その数は120人である。水会の主な消火器具は、大小ポンプ（水龍）6台、運水車2輛、梯子1台、会名入りの旗20、木札120枚、銅鑼5等であり、用水消火の器具を主としている。水会の消火方法は火元周辺の家屋を取り壊して延焼を防ぐ破壊消火ではなく、散水して火災を消去する用水消火である。

火災が発生し水会にその知らせが伝わると、その日に常駐している首事と書記は銅鑼を鳴らして各首事に火災発生を報知する。次いで、首事は消防夫を率いて水会の会所に集合し、総会首とともにポンプを用いて消火活動を行った。消火活動に先んじて、消防夫には木札が配付され、鎮火後に木札と引き替えに報酬を受領した。しかし、消火活動全体の指

揮は緩やかであり、現場の責任者である総会首は消防夫を統一的に指揮することはなく、各首事が唧筒（消火ポンプ、水龍と同じ）の操作を指揮し、消火機能は低度であった⁽¹⁵⁾。永済は再建後に日本から水龍2架を購入し、試演したところ高性能であったので、水会紳商の袁世澆は新設の水龍2架を宮廷に献上し、報賞を下賜されている⁽¹⁶⁾。

実際に永済の運営を担っていたのは、東四牌楼周辺の「四大恒」であった。四大恒とは舗名に恒の字を含む大きな4軒の銭舗であり、明代より続く老舗で、北京の物価を左右する実力を有し、北京の銭業ギルドに君臨していた。民国初年に四大恒が相継いで倒産した後、四大恒と縁のある舗戸が永済の首事に就いたが、後継者不足により首事は漸減し、1916年頃より首事の欠員を補充せず、1943年には10軒を数えるのみであった⁽¹⁷⁾。

内城の同安は光緒12（1886）年に京師で200年の歴史を有する仁一堂薬舗の店主徐栢芳（浙江鄞県人）が設立を倡議し、商人の資金により設立された。都城内（内城）には商民の水龍はなく、火災が発生すると延焼するばかりであった。そこで徐栢芳は官憲に水会設置を申請し、それが認められた⁽¹⁸⁾。外城の祥善も同安と同様に商人の出資による設立である。祥善は前門外で孟家が開設する祥字号綢緞店各号の經理人が光緒34（1908）年5月に水会の設置を提案したことから始まる。その提案は下記のようなものである。火災が発生し水会の消火を待っていても、火勢は激しくなるばかりである。その理由は水会が消火活動に従事する人を集めるのに、時間がかかり延焼を防止できないためである。自分たちで水会を設立し、各種消火器具を用意する。水夫（消防夫）等は全て各号の雑役を充当し、必要な資金は各号で平等に分担する、すでに巡警総庁に水会設置を申請済みであり、水会は廊房頭条胡同に開設する。祥善水会は光緒34（1908）年6月25日に成立し、新築の会所も竣工した⁽¹⁹⁾。

祥善水会は設立準備と国家への公認申請が同時に進行したが、水局の設立と官府の公認は同時に行われず、水局の成立が先行する例もある。表1中の海晏は光緒初年の設立であるが、官の公認を得たのは、北城副指揮の水局への訪問調査後、設立より20余年後の光緒24（1898）年である。光緒15（1889）年に東直門外東壩鎮の紳商3名は、盗賊の掠奪を防ぐために資金を拠出して勇丁を雇募し、利済水会を設立した。募勇と水会に必要な費用は商人が捐資し、郷民に負担させなかった。成立から17年後の光緒32（1906）年閏4月に東壩の利済水会は商業と地域を守るために内城巡警庁に公認を願い出た⁽²⁰⁾。同安・祥善・海晏・利済の4水会は官府に水会設立を申請、あるいは公認を願い出ており、水会自らが官府との関係構築を行っている。もともと、水会は商人層が自主的に資金を拠出して設立したものであるが、官府に公認を求め、水会の存在を公として運営の安定をはかった。

『北平市民の自治構成』には、道光28（1848）年に成立した公議水会の「外一区鮮魚口

慶隆大院公議水会碑文（民国2年9月立、1913年）」が収録されている。碑面の冒頭には次のように記されている。

水火は人を養うものであるが、また人を害することもある。それは用途が異なるためである。人を害するのは水火だけでなく、盗賊が最も甚だしい。世の人が水火と盗賊の害を免れることはできないことは明かである。水火と盗賊は大災難と見なされ、また天命によるものとされる。人の力では如何ともしようがないなら、どうして害を救い患いを助けるものであろうか。人には人を慈しむ心がある。暴虐を取り除き善良な民を安んじ、勇者には民を安んじる道義がある、これら二つはともに備えるべきである。これが本会の成立の趣旨である。本会の創設は前清の道光28年であり、紳商の董名崑等が最初は鮮魚口に設けた⁽²¹⁾。

水火の害とは水害と火災を指すものであるが、火災と盗賊に備えること、すなわち自警と防火が公議水会の設立目的であった。

「北京琉璃廠安平公所記（中華民国8年、1919年）」には、安平公所（安平水会）の設立経緯が記録されている。

人を慈しむ心は民の水火の害を救うものである。水火は人々の日用に必需であるが、時として常軌に反し、人々の大患となることも十分にある。北京は首善の区であり、店舗が密集しており、不注意から火災が発生する。嚴冬期には風が吹き乾燥するが、災いは未然に防がねばならない。前清の咸豊・同治年間に琉璃廠では小鑼会が設けられ、公に自警団である団防の設置を決め、呂祖祠を賃租して会地とした。従善水会と名乗ったが、管理者もなく名ばかりであった。光緒5年に全琉璃廠の紳商が水会を再建した。李鐘銘・張啓泰・周思敬・趙春宜・牛英・祝庚身・江宗海・劉泰・安計彬・孫述祖・袁以德・呼堃・蕭秉彝・劉応奎・吳賡韶・饒起鳳・胡永昌・陳恭超・李執中・崔泰遇・范寿椿・王德鳳・王登瀛・王鴻賓・任慶泰・孫広盛・景春融等の善士が最初に出資し、同時に広く寄付を募り、土地祠左側の空き地を購入して房舎を建築し、消防用具を備置した。善士たちは輪番で当番に当たり、力を合わせて協力し、会名を安平水会と改めた。会名は安寧平静の意から取り、精神は奮い立った。火災が起ると、皆率先して消火に赴いた⁽²²⁾。

京師の密集した店舗と住居は不注意による失火を免れることができず、特に強風と乾燥が

甚だしい冬季は火災予防が求められる季節であった。琉璃廠の安平水会は咸豊・同治年間の小鑼会と称する自警団が基礎となっていた従善水会であったが、後に名目的存在となり、光緒5（1879）年に善士27人によって安平水会として再建された。光緒22（1896）年の史料によると、小鑼会とは、五城巡城御史が夜間巡邏時に銅鑼を打ち鳴らすのに呼応し、舖戸・住戸が門前に守望灯を掲げ、一斉に小鑼を打ち警鐘をならす自警組織である。小鑼会は五城巡城御史の夜間巡邏に舖戸と住戸が協力し、治安維持をはかるものであり、光緒13（1887）年の史料には「近年緝捕新章」と記されている⁽²³⁾。これらより、設立時から従善水会は防火とともに自警団としての機能も有していた。しかし、その活動は継続せず、光緒5年に27名の善士が琉璃廠の土地祠で安平水会として再建した。そもそも火災予防・消火活動と盗賊を防ぐ自警活動は重なる部分があり、水会は火災と盗賊から財産と身体を守る民間の社団として誕生したのである。

同治10（1871）年1月の巡視中城給事中・巡視東城御史・巡視南城御史・巡視北城御史等8名による連名の奏摺は、京師の火災の要因、及び官府と水会との関係を記す好史料である。「首善之区」である京師には人口が密集し、強風と乾燥した空気のため、常に火災発生のおそれがあり、さらに生活に窮迫した盗賊が風に乗じて放火し盗みを働き、人々の災いとなっていた。人口密集・強風と乾燥・盗賊の放火が京師における火災の要因であった。咸豊7（1857）年に巡視中城御史は同善水会の設立を指導し、貧者が労力を、富者が資金を提供し、火災予防と盗賊監視を行い、当該地方を大いに裨益した。咸豊8（1858）年6月に巡視中城御史は水会を永らく維持せよとの奏准を得た。水会は火災と盗賊の予防の功績により清朝に公認され、火災と盗賊から地域を防衛する自警組織として成立したのである⁽²⁴⁾。ただし、光緒元（1875）年に巡視中城御史臣額図洪額等が「五城の紳董が水会を設立したのは救火のためであって、もとより巡緝の責はない」と上奏しているように⁽²⁵⁾、水会とは何よりも消防団体であった。水会の火災監視を目的とする巡邏は緝捕という治安維持と密接に関連していた。

II 水会と国家

水会が自警組織としての性格を有していたため、官府は治安維持の末端機構に水会を取り込んだ。表1中の備考欄には、中城の公議・同善・治平、城外の坎濟、南城の保安・同義、北城の与善・安平の8水会が団防を設立している、その年代は多くは咸豊10（1860）年である。

咸豊10年には、第二次アヘン戦争の天津条約の批准交換をめぐる紛争から、清朝と英仏

連合軍の間には緊張が高まり、7月22日（西暦9月7日）に咸豊帝は上諭で再び戦火を交えることを決意した。8月4日（9月18日）に清軍と英仏連合軍は張家湾で開戦、英仏連合軍は快進撃を続け、8月8日（9月22日）に咸豊帝は円明園から熱河へ逃れた。8月21日（10月5日）に英仏連合軍は北京城に迫り、城内では嚴戒体制が敷かれた。翌22日（10月6日）に英仏連合軍は円明園で文物財宝の略奪を開始した。8月29日（10月13日）には、英仏連合軍は安定門から北京城内に入城し、安定門と徳勝門を守衛する清軍は撤退した。そして、9月5日（10月18日）に英仏連合軍は円明園に火を放ち、円明園・静漪園・静明園・静宜園の宮殿を焼失させた⁽²⁶⁾。

英仏連合軍の侵攻を目前にした京師では嚴戒体制がとられ、協辦大学士戸部尚書周祖培が団防章程全6条を上奏し、有事に備えるため自警組織である団防が設立された。団防章程の第5条が水会設立を奨励し有事を予防する条項である。それは、近年中城には水会が設けられ、富者が出資し、貧者が実働し、火災予防だけでなく、不審者と盗賊をも取り締まっており有益である。水会は民間の出資と運営であり悪弊はない。京師の各城に中城にならって水会を設立させる。水会の首事紳董は労苦を慰勞し奨励の申請を許す、というものであった⁽²⁷⁾。

表1の8水会は咸豊10年以前に成立しており、周祖培の団防章程第5条により水会が新たに設立されたのではない。既存の水会は消防に加え、団防を付設して官府の治安維持に協力したのである。咸豊10年11月に水会紳董40名は叙勞奨励され、員外郎・候補刑部主事・候補刑部司獄司の虚銜6品から9品が与えられた。一例を示すと、戸部候補主事愈恒治は数年前より水会を倡立し、咸豊10年に団防を設立、自ら民団を率いて夜通し巡邏した功績により、員外郎の位を加えられている⁽²⁸⁾。周祖培は英仏連合軍の侵攻という未曾有の事態の前に、水会の自警機能を国家の治安維持に利用し、その見返りに水会の紳董に官位官品を与えることで奨励した。

成善の「重修成善水局碑（光緒15年8月）」には、水会与団防についての記録がある。

咸豊10年に京師では盗賊が出没して治安が悪化し、人々は警戒した。京師では団防が創設され地方を保衛し、この方策は非常に優れていた。治安が漸く安定し、団防の解散が議論されると、盗風と火患がともにひどくなった。各省の紳士は熱心に公益につくし、寄付をして尽力し、団防の方法にならい、水会を創設するという名目で、五城各城に分属し、その数は毎城1局から3局であった。水会は勇丁数名を置き、巡邏と緝捕を行った。真冬には紳士は輪番で夜間の巡邏を行った。さらに激桶（水龍、消火ポンプ）を購入し消防器具を備置した。舗商に要請して首事に任じてもらった。ただ

し、紳士の力に頼ったが、その財力に依存せず、災難を防いだ。消防の活動は境界を分け隔てることはなく、人々は水会を頼りにして安心すること30年近くになる⁽²⁹⁾。

咸豊10(1860)年に団防の解散が議論され始めると、治安は悪化した。そのため、各地方出身の紳士は団防の組織にならって水会を設けるという名目で、五城各城に分属し国家の公認を獲得した。水会は街路の巡邏を行い、消防器具を備えて防火活動に努めた。実際、光緒18(1893)年に北城の承善水局の勇目は前門外の陝西巷で盗賊を捕捉し、刑部に解送している⁽³⁰⁾。咸豊10年の団防設置は清朝が水会の自警機能を公認し、国家の治安維持強化に取り込むものであった。水会が火災の予防と発見のために、城内の一定の地域を巡邏する際に、不審者や盗賊等の治安を乱す者に注意をはらい監視するのは自然なことであり、火災予防と自警という2つの機能を有するゆえに、水会は住民の信頼を獲得し、また清朝に公認されたのである。

同治7(1868)年に団防は解散したが、水会は継続して火災鎮火に活躍した。同治9(1870)年には外城の団防解散後の叙勞奨励が検討されている⁽³¹⁾。同治10(1871)年に外城水会の夜間巡邏を叙勞表彰する制度が整えられた。それは同治7年9月の団防解散より3年後に各城巡城御史が各水会の功勞者7人を上限とし、吏部に推薦し奨励を申請する3年1獎である。この制度は宣統2年12月(1911年1月)に政務処が水会の奨励を含めた虚名奨励を廃止するまで続けられた⁽³²⁾。水会を記録した奏摺の多くはこの3年1獎に関するものであり、巡城御史が公認し、奨励対象とされた水会の会名、及び奨励される紳董の姓名を記した清單(一覽)が軍機処奏摺録副の附件として残っている。例えば、同治10年の奨励では、中城4局・東城1局・南城2局が3年1獎の対象とされ、東城の別の1局と北城の1局は承認後3年未滿、北城の1局は裁撤、西城は「未設」と記されている⁽³³⁾。

しかし、表1を見ると、西城では同治6年までに同仁・普義・同仁の3局が成立している。未設とは水会が官府の公認を得ていないことであり、水会の成立と官府が公認し奨励の対象とするのとは全く別のことである。また、同治10年には、吏部の奏定で奨励する水会の会数を各城4局までに制限している⁽³⁴⁾。

表2は奏摺中で3年1獎の対象となった水会が19局と最も多い光緒31(1905)年の一覽である。中城は5局であり、各城4局の制限は遵守されていない。これは最も繁華な商業街である中城においては、水会が官府の公認制限数を超えるほ

表2 光緒31(1905)年官方奨励の外城水会

中城(5)	同善 公議 公義 治平 義善
東城(3)	崇東 坎濟 崇東東局
西城(4)	同仁 普義 普義東局 三善
南城(3)	同義 普善 保安
北城(4)	与善 成善 海晏 安平

出典：軍機処録副奏摺03-5452-071より作成。

どの存在意義を有し、官府もそれを認め、各城の制限数4を超えて水会を公認していたことを示している。

ただし、内城の水会は外城の水会とは、やや事情が異なるようである。同治元（1862）年6月の吏科給事中那清阿等7人の奏摺によれば、外城よりも早く、遅くとも同治元年には内城では団防が解散となった。那清阿は内城では両年以来、すなわち咸豊10（1860）－咸豊11（1861）年に舖戸が水龍・械桶を自費で購入して水会を設立した。団防の廃止解散と同時に水会も解散すると捐資が無駄となり、防火上も問題である。そのため、那清阿等は内城の防火と治安維持のために水会の維持を請旨し、裁可されている⁽³⁵⁾。内城の水会は団防設置とともに設立され、団防解散時に吏科給事中が防火対策として、水会の維持を提案しており、外城の水会に比して、やや国家の主導が強いと言える。表1に収めた4つの内城の水会は全て光緒年間（1875-1908）に設立されたものであり、同治元年の吏科給事中那清阿等の献策にもかかわらず、水会の活動が継続しなかったことを示唆している。光緒年間に永済が左翼翼尉の倡議で再建され、西安が戸部尚書の倡議で設立されており、内城の水会の成立は外城の水会に比して国家の主導性が強かった。

Ⅲ 水会の火災消火活動とその問題点

1 水会の火災消火活動

「清代北京火災消火活動年表（前稿）」⁽³⁶⁾によると、各街巷には非常時に備えた「警鐘（光緒14年1月14日他）」「串鑼（光緒18年9月4日他）」といった警報が設けられており、火災が発生し、街巷に警報が鳴り響くと、水会は水夫を集め火事場に向かい、水龍より放水して鎮火にあたった。「清代北京火災消火活動年表（前稿）」に収集し得た、光緒－宣統年間（1875-1911）の火災と消火の記録は259件、その内訳は皇城が8件、内城が94件、外城148件、城外9件である。順治－道光年間（1644-1850）に比して皇城の火災情報の割合は小さく、全件数の57%を占める外城の火災情報が最も多く、内城も全件数の36%となっている。

外城で火災が発生し消火活動が行われた全件数は169件、その内前門外が71件、崇文門外が30件、宣武門外が26件であり、前門外が最も多く、外城における75%の火災は宣武門・前門・崇文門の前三門外で発生している。火災を消火しているのは、官府の各庁汲桶・巡警・消防隊と水会であり、これらが単独もしくは共同で鎮火にあたっている。各庁汲桶とは、各官庁に設置された水桶を用いた官員による用水消火であると考えられる。光緒32（1906）年4月4日に官設の消防隊の消火活動が初めて記録され、宣統3（1911）年まで巡

表3 光緒－宣統年間における消火者と破壊消火（件）

	皇城		内城			外城		
	水会	官府と水会	官府	水会	官府と水会	官府	水会	官府と水会
消火者	1	6	34	30	24	14	113	27
破壊消火	1	0	1	2	3	1	6	2

出典：「清代北京火災消火活動年表」（『北九州市立大学外国語学部紀要』149、2019年）より作成。

警と消防隊・消防分遣隊の消火活動が多く見られる。表3は「清代北京火災消火活動年表（前稿）」の251件の火災の消火者と破壊消火毎の件数を集計したものである。水会は皇城・内城・外城の全城域の消火活動に関与している。表3より、火路を断つために火元周辺の建築物を除去する破壊消火の事例は16件と、全案件の6%に過ぎず、光緒－宣統年間の晩清36年間において火災消火の主要な方法ではなかった。

次に皇城・内城・外城の空間別に火災で被災した建築物、及び水会と官治消防組織の消火活動について考察したい。皇城における水会の消火活動から取り上げる。民間団体である水会は皇城の火災消火に参加しており、これは注目に値する。光緒14（1889）年12月15日の紫禁城太和殿火災の15水会による消火、及び光緒15（1889）年8月24日の天壇祈念殿の落雷火災の五城水会（外城水会）による消火は、紫禁城と皇家の壇廟にまで水会が深く参与している事例である。皇城には、官吏であっても許可を得た者以外の出入が厳しく制限される宮禁が施行されており、官府の許可なしでは、水会が皇城の火災を消火することは不可能である。

光緒元（1875）年5月14日の東安門内南池子工部門神庫火災では兵部が五城水会を帯同し、光緒29（1903）年閏5月14日の景山大高玄殿火災では值班官員が内城水会を呼び入れているように、官府が水会を皇城に帯同・引導していた。光緒22（1896）年の紫禁城西華門外煙舗失火では、歩軍統領榮祿が西太后より懿旨を面奉し、内城と外城の水会が紫禁城を通り抜け、西華門より出城して鎮火活動を行っている。外城水会は長安門より、内城水会は神武門より紫禁城内に入り、進門時に水会は值班官員に名片を渡した⁽³⁷⁾。水会が長安門と神武門から紫禁城内に入り、西華門を通り抜け消火活動を行うには、清朝の水会に対する厚い信頼が不可欠である。清朝の水会に対する信頼は、外城の水会が団防等で治安維持に助力している功績に基づくものであろう。

内城における火災は前三門内21件（宣武門3、前門内10、崇文門8）、東四牌楼周辺18件、西四牌楼周辺が4件であり、火災は前三門内と東四牌楼周辺で多発している。火元の建物別をまとめると、店舗と工廠が43件、住宅が20件、官衙が14件（内3件は漕運倉）、寺廟

が6件との数値を得ることができる。内城であるから官衙の火災が最多であろうとの想定はあらず、店舗と工廠の火災が最も多く、これは内城における商業化の一定の展開を物語るものであろう。表3によると、内城における消火活動は水会単独が32件、官府単独が35件とほぼ同数、官府と水会の共同消火が27件となっている。水会が単独ないしは官府と共同で消火に関与している件数は59件と官府単独を上回り、内城の水会は活発な消火活動を展開していた。

外城での火災も店舗と工廠が大部分を占めている。表3より、外城では水会単独の消火119件、官府と水会の共同消火が29件に対し、官府単独での消火件数は15件に過ぎず、外城の火災消火はほぼ水会により遂行されていた。ただし、光緒32（1906）年4月4日に消防隊の消火活動が初めて現れて以降、官設の消防隊による単独の消火活動が増加している。外城の水会は、「琉璃廠の安平水会（光緒22年1月5日）」「大柵欄の義善水会（同年1月14日）」のように所在地を冠して単独で記される場合、及び「五城水会（光緒23年5月11日）」「衆水会（光緒21年4月6日）」のように複数の水会を表記する2通りがある。外城での水会の消火活動は1水会のみが行うのではなく、火災が発生すると「各水会」「衆水会」が火事場に駆けつけて消火を行っている。具体的な水会名を記した記録は多くないが、一例を挙げると、光緒22（1896）年6月23日の崇文門外磁器口の広興木廠で発生した火災には、義善・同善・普善・崇善・成善・平安・同仁・治平が協力して消火にあたった。なお、水会には消火担当区域があった。後述するように、内城東四牌樓の東安は総局と分局で消火活動の地域を決めていた。外城崇文門外の崇東水会は「本境」を西花市組・上四条組・崇外大街組・東花市組・南大街組の5つに分け、これらは崇文門外の東側一帯に相当し、崇東水会の消火担当区域とみなし得る⁽³⁸⁾。

内城と外城の水会はそれぞれの城内で発生した火災の消火に従事していた。内外城を越城する消火活動については、内城の水会が外城の火災を消火した事例は見られない。反対に外城の水会が内城の火災を消火した例は、①光緒6（1880）年10月3日戸部河南司火災、②同17（1891）年4月11日太平倉火災、③同22（1896）年2月22日戸部科房火災、④同25（1899）年11月4日兵部署内馬館内馬神廟殿火災、⑤同26（1900）年2月14日崇文門内東交民巷の洋樓火災、⑥同29（1903）年5月14日前門内戸部火災の6件あるが、⑤は外国公使館区であり、その他は衙署あるいは漕糧倉等の官庁の火災である。①戸部河南司火災では守門人が開門し、五城水会が内城に入城している。外城水会は内城の官庁火災には、城門を通過して消火活動を行っていた。

しかし、外城の水会が内城の民間舗戸の失火を消火する事例は以下に述べる1件のみしか見だし得ず、内城の官庁火災消火とは事情が異なっていた。光緒23（1897）年5月11

日20時の崇文門内東単牌楼以北石大人胡同外面の某油塩店の火災は内城水会が消火し、外城水会も消火に赴こうとするが、城壁と閉ざされた城門に阻まれて火事場に到着できなかった。内城と外城の水会はそれぞれの城域内で消火活動を行うことが基本であり、城門を通過して内城から外城へ、外城から内城へ赴き相互に消火を行うことはほとんどなかった。その要因は内城と外城を隔てる城壁と門禁にある。官庁火災の鎮火であれば、夜間であっても門禁を解除し開門することは可能であろうが、民間の店舗や住宅であれば、治安維持上、夜間の開門は容易ではない。

「清代北京火災消火活動年表（前稿）」による上述の考察は、水会の火災消火活動の諸事例より、数量的で特徴的な諸相について論じた。水会の消火活動をより理解しようとするなら、比較的多くの記録が残されている大規模な火災消火事例の分析が求められる。また、文字記録の分析だけでなく、同時代の図像を用いた考察は水会の消火活動を視覚的に理解できよう。以下では、光緒14（1889）年の紫禁城太和門火災の消火活動、光緒22（1896）年の戸部顔料庫火災、及び光緒23（1897）年の紫禁城東安門内南池子の官所火災を考察する。

光緒14（1889）年12月15日夜、紫禁城太和門の右門（西側門）である貞度門より火が上がり、火は太和門と庫坊に延焼、王公大臣等は官員と弁兵を率いて消火し、火は収まった⁽³⁹⁾。火災の発端は、值班の武弁が居眠りをしていたところ、防寒用の火爐から火の粉が柱に移り燃え上がったことであった。慌てた弁兵は火を何とか消し止めたものの、火は風に吹かれて太和門付近の庫房に広がった⁽⁴⁰⁾。歩軍統領は奉旨して正陽門に人を遣わし、開門して外城の諸水会を消火活動に参加させた。水会は続々と紫禁城内に入り、官兵とともに消火活動にあたったが、消火は容易ではなく、鎮火して紫禁城を退出したのは12月17日早朝であった⁽⁴¹⁾。

清朝は消火活動に従事した外城の水会に賞銀1万両を与え、水会の首事人15人に5品から7品の頂戴を賞給した⁽⁴²⁾。内城の同安水会は火災から宮殿を守ったため、最も貢献度が大きく、首事の徐秬芳は特別に表彰された⁽⁴³⁾。表彰された水会は計14局、会名と首事の氏名は次のようである。内城は同安（徐秬芳）のみである。外城の中城は同善（沈永泉）・公議（王清珏・于鳳岡）・公義（梁鑑）・治平（陸永明）の4水会、東城は崇東（蔡珍）のみ、西城は同仁（陳長松）・同心（薛德祥）の2水会、南城は普善（樂仲繁）・同義（呉徳昭）・保安（李洞）の3水会、北城は安平（范鴻達）・与善（趙卿）・成善（宝謹厚）の3局である⁽⁴⁴⁾。光緒15年8月24日、天壇祈念殿が落雷に見舞われ焼け落ちた。この時、五城水会は天壇に駆けつけ、消火活動を行った。

1943年における今堀誠二の現地調査時において、いくつかの水会は太和門火災と天壇祈

念殿火災の表彰で下賜された匾額を保管していた。太和門火災と天壇祈念殿火災の双方は公議・保安・安平・成善の4水会、太和門火災のみが公義、天壇祈念殿のみが普善である。公議の会所には、中城察院（巡視中城御史）が太和門火災と天壇祈念殿火災での貢献を表彰した「急公好義」の匾額があり、公義は「重修公義水局碑（光緒16年8月）」に太和門火災の消火で恩賞銀600両を賞給されたことを記している⁽⁴⁵⁾。成善水局は太和門火災の恩賞銀を舗商・首事・局勇・水夫に分配し、また号衣・旗幟・水桶、及び公所（水局の会所）の増築に使用し、その合計は280両であった。さらに成善水局の碑文によると、光緒14年の太和門火災の鎮火に各水局が参加し、皇帝の旨を得て表彰され、これにより京師に水会の名は広く知られようになり、巡城御史も水会を鼓舞激励するようになったと記されている⁽⁴⁶⁾。民間社団である水会が紫禁城や壇廟での火災消火活動に参加したことは大いに注目される。水会は皇帝から功労金として賞銀を与えられ、それに関連して五城巡城御史から匾額を授与されたことは、水会と清朝との関係をより緊密にさせ、清朝官員と京師の人々に水会の存在を広く認知させる格好の機会となった。また、太和門火災消火の賞銀は成善のように水会の消火用具を充実させる資金ともなった。

次に光緒22（1896）年2月の戸部顔料庫火災と光緒23（1897）年9月の紫禁城東安門内南池子御薬房に隣接する官所火災を伝える『点石齋画報』の図像を用いて水会の消火活動を考察する。「清代北京火災消火活動年表（前稿）」によると、光緒22年の戸部顔料庫火災は官役兵丁と内城の崇正・東安・西安と外城南里河の同義水会が、光緒23年の東安門内南池子火災は歩軍統領と内城・外城の水会が消火した。図1が戸部火災の、図2が東安門内南池子火災のものである。

図1より、「同善堂」と「保安堂」の水会の督旗が確認でき、水龍を使用した用水消火の様子が見て取れ、3つの役割を果たしている水夫が描写されている。第1は水龍を操作し散水消火を行っている者、第2に水桶で水龍に給水している者、第3は督旗を掲げ銅鑼を打ち鳴らし、消火活動を鼓舞する者である。按語によると、水龍で頭部を負傷しているのは同義水会士紳の張魯人であり、彼は消火用水の不足を心配して貯水槽をのぞき込んだところ、圧水の柄が落ちてきて、はからずも死去してしまった。それゆえに、画題が「奮身救火」とされている。

図2は東安門内南池子御薬房に隣接する官所の火災で、図中には「水夫」と記された号衣をまとった者、すなわち水会の水夫、及び頂戴・官帽をかぶった者の二種類が描かれている。督旗より確認できる水会は「同善局」のみであり、水会の水夫は最も火災に接近し消火活動を行っている。督旗は3つあり、3台の水龍が用いられていたことが読み取れる。図中右側中央下の水夫の号衣をまとわず、小旗を振って消火活動を指揮している者は水会



図1 水会の戸部顔料庫火災消火活動（1896年）

の頭目であり、図の左側中央下部では、水夫たちが手に水桶を持ち水龍に給水している。按語によると、左側の屋根の上で激桶の放水口を握り、火炎に向けているのは署歩軍統領阿克丹である。水夫の号衣を着用せず頂戴・官帽をかぶっているのは官弁であり、多くの官弁が火事場を取り囲み、消火活動を注視している。光緒29（1903）年5月の戸部火災でも、同善は内城の坎濟と外城の三善とともに鎮火に活躍したが、それはこれら3つの水会が西洋式の水龍を有しているためであった⁽⁴⁷⁾。

2 水会の消火活動の問題点

光緒33（1907）年に民政部が公布した火場保護規則では、水会は民間団体でありながらも、官設の消防隊とともに火事場に立ち入ることが認められ、巡警から消火活動の側面支

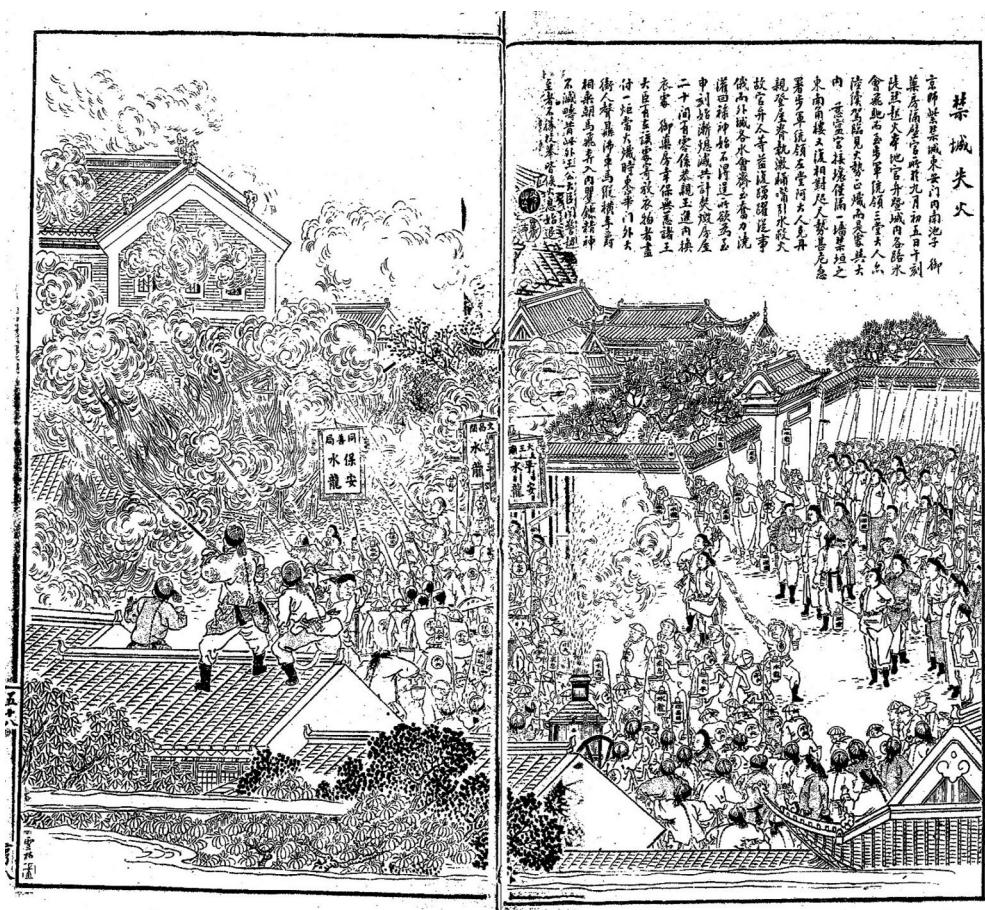


図2 水会の東安門内南地子官所火災消火活動（1897年）

援を受ける等、消防組織として公認されていた⁽⁴⁸⁾。水会の消火活動は活発であるが、問題がなかったわけではなかった。第1は消火用水の確保が困難であった。明清時代北京城の飲料水と生活用水は河川水ではなく、井戸水に依存していたが、水資源は不足していた。北京城内の井戸水には、硬質な苦水と軟質の甜水の区別があった。光緒年間における北京城内の飲用の井戸は1,228（皇城91、内城623、外城514）、菜園用の井戸が36であった。井戸は水窩子と称する水売り業者が権利を持ち、井戸水の汲み上げと一定の地域における水の販売を掌握し、これを水道路と称した。このため、井戸周辺の住民は自由に汲水することはできなかった⁽⁴⁹⁾。消防活動においても、水不足は深刻な問題であり、清末北京の水龍は水がなく、給水が問題となっていた⁽⁵⁰⁾。内城の西安水会は光緒22（1896）年に前門内以西の城根（城壁の沿地）に分局の房屋を建設する際、井戸を開鑿し火災時の消火用水を確保

している⁽⁵¹⁾。

第2は火災消火時における水会の統制についてである。光緒22（1896）年5月、歩軍統領榮祿は着任後に自らも火災鎮火に出動した経験をふまえ、水会の行動規範が不十分とし、内城の東安と西安の水会首事を交えて水会を律する条規全10条を制定した。以下、各条の要点を記し、火事場で発生していた諸問題を考察する（①～⑩は条規の第何条かを示す）。

- ①火事場での混乱を緩和するため、各水会は1ヶ月以内に水会名を明示した号衣を用意し、消火時に着用する。火事場は危険なので子供を立ち入らせない。
- ②火事場での混雑回避のため、各水局の消火出動時における激筒（消火ポンプ・水龍）は1台限りとする。
- ③消火用水不足を回避するため、各水局が所在する地域では激筒への供水を許可するが、自地域以外で発生した火災時には激筒を持ち出し消火に加勢することは認めない。
- ④火災鎮火後には銅鑼を打ち鳴らし、すでに火事場に到着した水局は直ちに撤収し、火事場に向かっている水局は直ちに帰還する。これにより火事場の混雑を回避する。
- ⑤水局の首事人は会規に従わない局員を厳しく取り締まらなければならない。
- ⑥消火用具は全て水会が管理し、小会を設ける等の理由で消防用具を持ち出し、土棍を集め賭場や嫖宿を開設させてはならない。また、常備の携帯消火用具以外に、許可なく消防用具を所持してはならない。
- ⑦京城の水会は15であったが、増加して20になり、大きな会が10、小さな会が10であるが、今後は水会の増設を認めない。何かにつけて利益を謀ろうとする者は取り締まる。
- ⑧水会は消火出動時に鈴2個を必携し号令に用いる。平時に1つは会所の門に懸け、残りの1つは激筒の保管場所に配置する。鈴は消火用水を受領時に鳴らし、号令を乱してはならない。また、水局の局員が子供と音の出る器具で遊んではならない。
- ⑨各水局は1～2人の私怨で活動を停止してはならない。
- ⑩各局の首事は条規を遵守しなければならない⁽⁵²⁾。

①②③④の各条より、火事場には被災者か見物人と思われる大人と子供が多数集まり、相当混雑していたことが読み取れる。光緒18（1892）年11月の五道廟前菓舗の火災では、各水会の紳董と水夫・営汛の弁兵・傍観する間雑人（野次馬）が幾重にも巷を塞ぎ街を埋め、立っている人は押し倒されるほどの混雑ぶりであった⁽⁵³⁾。水会とその他の人々とを一目瞭然で区別するために、水会名が明示された号衣が必要となるのである。道路の幅員にもよるが、各水会が使用する激筒（水龍、消火ポンプ）が1台のみに制限されているのは、多数の水会が火災現場に駆けつけ、かえって火事場が混雑し、統制が取れなくなる事態が発生していたためと考えられる。また、1水会の激筒を1台に制限したのは消火用水の確保

が困難であったこととも関連している。⑦で水会の数を20に制限しているのは、火事場での混乱を生じさせないためと考えられる。⑤⑥⑧⑨⑩は水会の用具管理と内部統制に関するものであるが、⑥より官府は水会の会所が嫖宿（売買春宿）や賭場となり、治安を乱すことを恐れ、水会の消火用具管理にまで関与しようとしていた。

第3に火事場への到着遅延と出火しても消火に赴かないことも問題となっていた。先述したが、光緒34（1908）年に祥善水会が設けられた理由は、火災発生時に水会の消火が遅延することであった。光緒34年2月に外城水会の紳董は集まって公議を開催し、次のように取り決めた。水会を設立したのは商業を保護するためであり、民房と舗商は毎月捐款し、火災が発生すれば銅鑼を打ち鳴らして通報し、一斉に消火に駆けつけることになっている。しかし、最近火災時に水会の到着が遅れることがある。この公議では、遅延時の罰金制度を定め、火事場に遅れた際は、罰金若干を徴収し充公する章程が定められた⁽⁵⁴⁾。これより、水会の消火活動が遅延することが大きな問題となっていたこと、及び外城水会の相互連携が存在することが分かる。

時期は上記の章程成立より以前の光緒23（1897）年のことであるが、火災が発生したにもかかわらず、水会が鎮火に出動しないことも問題となっていた。総理西安水会北局会首の各水会宛の書信がそれを伝えている。光緒23（1897）年6月11日午前2時、東单牌楼北の舗戸が火を出した。ある水会分局の局員は直ちに馬で火事場に向かい火災発生地点を確認した後、水会の総局に火災発生を報告した。ところが、総局はなかなか会所の門を開いて火災発生報知を受理せず、ようやく対応すると、分局に火災発生報知を送り、分局に出動するように指示した。分局は水会の定章では朝陽門大街以南は総局の出動範囲であると、分担地域外として出動せず、総局もすでに分局に火災発生を報知したとの理由で出動の準備すらしなかった。結局、水会は消火出動をしなかったのである。6月12日に水会はこの件で官府の査察を受けたが、水会司事の湯厚齊は失火を知らず、失火地点は別の水局の地段であり出動準備をしなかったと答えた。総理西安水会北局会首は、この司事の対応は責任転嫁であり、水会設立の目的に反し、水会総局の会首も咎を免れないと厳しく批判している。続けて、総理西安水会北局会首は積習と怠慢を一掃し、ともに義拳に勤めるように、各水会に呼びかけている⁽⁵⁵⁾。書簡中では、この水会の名称は伏せられ記されていないが、地名から内城の永濟水会の前身である東安水会（表1の通番1備考）である。また、水会が分局を設けている場合は、総局と分局で消火活動の分担区域を決めていたことも明らかになる。

水会の消火出動の遅さや号衣の未着といった様子は、1944年4月に今堀誠二が外城で実見した「出動する水會」にも記されている。

街巷は單に自衛のみではなく、各種の公益慈善事業と共に水會（義勇消防隊）を主な活動部面として居る。昭和十九年四月中旬のある日、まだ緑は浅いが、まばゆいばかりの春光を浴びて、消火に赴く與善水會が驟馬市大街を行進して居た。先頭には頭目が立ち、井旗に續いて數人の消防手に擁せられた洋龍（ポンプ）が、綱で引かるゝまゝに、車輪の音をきしらせ乍ら進んで行く。續いて水車（消火用馬穴を入れた車）が後を追ふ。門旗の一隊は中央にあり、後尾の一隊も井旗をなびかせて居る。その最後に位する水車は、はつきり看取出来る。如何した譯かその日は督旗や鑼鼓は會の倉庫で留守番を命ぜられた様だ。全部で百人以上の行進であるが、その大半は應援の警察官である。尤も會の頭目や夫役（消防手）も殆ど同じ服装で唯肩章と腕章とがやゝ相違するだけだから、一寸見分けがつかぬ。悠々と歩いて居て、氣分的にも「馳けつける」と言つた焦燥は全くない。急いでも大した事はないと自信たつぷりなのだが、どうせ自分に關係した事では無いと言ふ氣分もチヨツピリのぞかせて居る。から車も自轉車も洋車も、又くづ買ひの豆太鼓の音も、無表情な姿で消防隊に逆行し歩んで居た⁽⁵⁶⁾。

外城宣武門外に所在する驟馬市大街の與善水會は、洋龍（ポンプ）を有し馬車で水車を引き、應援の警察官を含めた100人以上で消火出動したが、頭目と消防手の服装は同様に容易に判別できず、火事場に急行するといった様子もなく、他人事に関わるようであった。

お わ り に

清代北京における水會は消火ポンプである水龍を備えた民間の消防組織であり、主として用水消火を行い、火災と盜賊から身体と財産を保護した。資金を提供し水會を設立したのは商人であり、水會は一定地域の消防を担当する地縁団体であった。水會は19世紀中葉に成立し、清朝滅亡の1911年にまでに29の水會が存在していた。この内28の水會は19世紀後半に成立しており、20世紀初頭に始まる光緒新政によって国家が主導して設けられたものではなく、多数の水會は商人が自主的に設立したものであった。清代の水會数29は今堀誠二が1943年調査した16の約2倍であり、清末は水會の族生期であった。

水會は国家に承認を申請し、国家とは良好な關係の樹立を志向していた。水會の火災予防のための巡邏活動は、盜賊の出没を監視する治安維持行政と密接不可分であり、ここから水會は有事の際に北京城内の地域防衛の一端を担うこともあった。民間消防組織である水會が有事の地域防衛に協力するのは、清末天津の火會と共通している。国家は地域防衛

と治安維持への協力の見返りとして、水会の首事に官位官品を与えて表彰し、水会を治安維持行政の末端に取り込んだ。

水会は設立された地域の消火活動に従事しただけでなく、周辺地域の火災も消火する慈善団体的な側面を有していた。ただし、内城と外城の水会は城壁と門禁に阻まれ、それぞれの城域を超え、相互協力的な消火活動を展開することはなかった。外城の水会は官府の許可を経て、内城の官衙や皇城の火災を消火していた。外城の水会は門禁が解除された長安門より紫禁城内に入り、紫禁城内を駆け抜けて火災現場に向かった。また、紫禁城太和門火災と天壇祈念殿火災の消火活動に貢献した。皇城の火災鎮火に関与したことは、水会の名声を高め、京師に水会の存在を知らしめる好機会となった。民間団体である水会が清朝統治の最も核心的な紫禁城内に立ち入り、消火活動に従事することは注目に値する。

しかし、水会は火事場での規律と統制を欠如しており、火災発生にも関わらず出動が遅れ、出動しないことさえもあった。水会間での横断的な連携や内的統制は見られるが、上海の救火聯合会⁽⁵⁷⁾とは異なり、北京では内城と外城を隔てる高く厚い城壁に阻まれ、北京全城域における水会の組織的統合は進展しなかった。今堀誠二の調査記録にも、水会の連合的組織を伝える記述は見られない。民国初年の京師警察庁が公布した消防に関する規則において、水会は消防隊・巡警とともに消火活動において公認されており⁽⁵⁸⁾、北京の消防には大きな位置を占めていた。清代北京の水会は地域を基盤として設立され、自地域を超えて緩やかに消火活動を展開する分散的な社会団体であった。

【付記】 本稿は JSPS 科研費 18H00707・20K01005 の資助による研究成果の一部である。

註

- (1) 堀地明「清代北京の官治消防と火災消火活動年表」『北九州市立大学外国語学部紀要』149号、2019年。北京の消防組織に関する先行研究は前稿を参照されたい。
- (2) 堀地明「清代紫禁城の消防組織」『九州大学東洋史論集』46号、2020年。
- (3) 高嶋航「水龍会の誕生」『東洋史研究』56巻2号、1997年。
- (4) 吉澤誠一郎「火会と天津教案」『天津の近代』名古屋大学出版会、2002年、初出1997年。
- (5) 包明芳主編『中国消防警察』商務印書館、1935年、9-10頁。
- (6) 今堀誠二『北平市民の自治構成』文求堂、1947年；今堀誠二「後記」（190-192頁）；仁井田陸「序」（1944年5月、1-4頁）。
- (7) 『北平市民の自治構成』4-5頁。陳維廉の経歴については、房建昌整理「旧京水会資料抄」『北京檔案史料』2000年1期、280頁。この文章は今堀誠二『北平市民の自治構成』の中国語での唯一の内容紹介である。しかし、編集が不十分なためか、279頁の正しくは「日本学者今堀氏」と記すべき箇所が「日本学者为ソ氏」となっており、著者名は読者には正確に伝わ

- らず、『北平市民の自治構成』の書名も一切記されていない。
- (8) 北京特別市政府『市政公報』169期、命令、訓令内一外一外三外四西郊区公所為改善水会一案経飭拋外二区呈報商討議整理辦法仰遵照由、1942年8月28日。
- (9) 前掲今堀誠二『北平市民の自治構成』157頁。
- (10) 王均「1908年北京内外城の人口与統計」(『歴史檔案』1997年3期、103頁)の表1より算出、表1は光緒34年民政部統計書に依拠している。前三門外とは、光緒34(1908)年の警察区の外左1～3区、外右1～2区である。外左は前門から東側、外右は前門から西側の地域である。また、章英華「二十世紀北京的内部結構——社会区位的分析」(『新史学』創刊号、1990年)は、20世紀前半の北京の土地利用・機能区分・商業と製造業・人口・職業構成・団体等について豊富な統計に基づく研究である。
- (11) Sidney D. Gamble, *Peking: A Social Survey* (New York: George H. Doran Company, 1921, p. 418)より算出。前三門外とは外左1区・2区・5区と外右1区・2区である。1917年の警察区については、*Peking: A Social Survey*, p. 57を参照。
- (12) 菊池秀明『北伐と西征』汲古書院、2017年、78-85頁。
- (13) 「試演水龍」『申報』光緒27年9月5日。
- (14) 前掲包明芳主編『中国消防警察』25頁。
- (15) 清国駐屯軍司令部編纂『北京誌』博文館、1908年、377-380頁。
- (16) 中国第一歴史檔案館蔵、軍機処録副奏摺03-5568-052、歩軍統領善耆、光緒28年5月11日、中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』桂林：広西師範大学出版社、1996年、第28冊564(文献序数)、光緒28年5月26日。03で始まる檔案史料は中国第一歴史檔案館架蔵の軍機処全宗録副奏摺であり、以下では架蔵機関は省略する。
- (17) 前掲今堀誠二『北平市民の自治構成』67-69頁。1943年の今堀誠二調査時の10首事は、恒発(業種不明)・恒信公(布業)・普雲楼(猪肉業)・瑞豊(煙行)・永安堂(薬業)・宝源(金店)・公盛義(雑貨)・蕙蘭芳(香料)・修愛齊(点心舗)・東天坊(油塩店)である。
- (18) 「都城水会」『申報』光緒13年8月18日。
- (19) 「組織祥善水会」『順天時報』光緒34年5月14日、「祥善水会成立」同光緒34年6月26日。
- (20) 中国第一歴史檔案館蔵、巡警部檔案1501-201、内城巡警総庁請保護東壩水会附呈原稟、光緒32年閏4月。巡警部檔案1501-201、内城巡警総庁請保護東壩水会附呈原稟、光緒32年5月7日によると、公認の審議は順天府に転行されたようであるが、公認の可否は確認できない。また東壩水会もこれらの史料を除き記録を見いだしていない。
- (21) 前掲『北平市民の自治構成』23-26頁、外一区鮮魚口慶隆大院公議水会碑文、民国2年9月立。
- (22) 李華編『明清以来北京商工会館碑刻選編』文物出版社、1980年、北京琉璃廠安平公所記、中華民國8年、167-168頁。また、北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』鄭州：中州古籍出版社、1998年、第92冊147頁、京723、碑は旧宣武区南新華街土地祠に所在。
- (23) 「宣南鴻雪」『申報』光緒22年11月3日；「禁城寒柝」同光緒13年10月27日。
- (24) 国立故宫博物院蔵、軍機処奏摺録副105887、巡視中城給事中覚羅隆光等、同治10年1月29日。
- (25) 『申報』光緒元年3月29日、光緒元年3月16日京報全録、巡視中城御史臣額図洪額等上奏の第5条。

- (26) 尹福庭編写『清史編年』第9卷咸豊朝、北京：中国人民出版社、2000年。咸豊7月22日は742-743頁、8月4日は750-751頁、8月8日は753頁、8月21日と22日は760頁、8月29日は762-763頁、9月5日は765頁により記述した。
- (27) 軍機処録副奏摺03-4171-085、協辦大学士戸部尚書周祖培、咸豊10年7月14日。裁可は『咸豊同治兩朝上諭檔』桂林：広西師範大学出版社、1998年、第10冊1326（文献序数）、咸豊10年7月14日、内閣奉上諭による。
- (28) 軍機処録副奏摺03-4226-093、大学士戸部尚書周祖培、咸豊10年11月3日、裁可は国立故宮博物院蔵、軍機処奏摺録副105887、巡視中城給事中覚羅隆光等、同治10年1月29日で確認した。
- (29) 『明清以来北京商工会館碑刻選編』157-159頁、重修成善水局碑（光緒15年8月）。また、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第86冊126-127頁、京1204、原碑は旧宣武門外虎坊橋土地祠に所在。
- (30) 「芝陞思濃」『申報』光緒18年12月28日。
- (31) 国立故宮博物院蔵、軍機処奏摺録副105887、巡視中城給事中覚羅隆光等、同治10年1月29日。
- (32) 「京師近事」『申報』宣統2年12月3日。
- (33) 軍機処録副奏摺03-4671-067、巡視中城給事中福寛等、同治10年12月17日。
- (34) 軍機処録副奏摺03-5512-060、巡視西城御史文海、光緒11年。
- (35) 軍機処録副奏摺03-4670-009、吏科給事中那清阿等、同治元年6月2日、『咸豊同治兩朝上諭檔』第12冊676、同治元年6月2日、内閣奉上諭で裁可。
- (36) 以下では、火災発生状況の統計的考察と火災と消火に関する個別事例に関する記述は本年表に依拠し原則として註記は行わない。
- (37) 「玉京瑤簡」『申報』光緒22年10月24日。
- (38) 前掲今堀誠二『北平市民の自治構成』65頁。崇東水会組織章程第5条、章程は義和団事件以後のもの。
- (39) 中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』第14冊1356、光緒14年12月17日内閣奉上諭。李鵬年「貞度門失火案」『故宮博物院院刊』1982年10期。
- (40) 「京師紀事」『申報』光緒15年1月13日。
- (41) 「茶庫飛災」、及び「統述太和門火災事」『申報』光緒15年1月14日。
- (42) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第14冊1391、光緒14年12月22日、交歩軍統領衙門本日軍機大臣面奉諭旨。
- (43) 「水会蒙賞」『申報』光緒15年3月30日。
- (44) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第14冊1392、水会十五局首事人等擬給獎叙謹繕单清單と軍機処録副奏摺03-5244-005、水会十五局首事人等銜名清單、無年月の史料による。前者は首事人のみで水会名は不祥であるが、後者は首事人と水会名が記されている。前者と後者の史料に記された首事人の姓名は一致しており、2史料を付き合わせ本文のように記述した。なお、諸史料では「十五水会」とあるが、実際には表彰された水会の首事人は15人、公議より2名表彰されており、水会数は14となる。
- (45) 以上の記述は、前掲『北平市民の自治構成』の次の記述に基づく。公議は23-24頁、外一区鮮魚口慶隆大院公議水会碑、民国2年9月、公議は33-34頁、重修公義水局碑、光緒16年8月、同善は57頁、保安は79-80頁、普善は86頁、安平は118頁。

- (46) 『明清以来北京碑商工会館碑刻選編』157-159頁、重修成善水局碑、光緒15年8月。
- (47) 「中外近事、北京、火警再誌」『大公報』光緒29年5月17日。
- (48) 前掲拙稿「清代北京の官治消防と火災消火活動年表」27頁。
- (49) 熊遠報「清代民国期における北京の水売業者と「水道路」」『清代徽州地域社会史研究』汲古書院、2003年、初出2000年；邱仲麟「水窩子——北京的民生用水与供水業者（1400-1937）」李孝悌編『中国的城市生活』台北：聯經出版事業、2005年。
- (50) 同治3年原序、宣統2年増輯『都門紀略』都門雜咏、時尚門、公議水会。
- (51) 「海淀新涼」『申報』光緒22年7月11日。
- (52) 「都城水会新章」『字林滬報』光緒22年5月25日。
- (53) 「京師火警」『申報』光緒18年11月25日。
- (54) 「水会罰欸章程」『順天時報』光緒34年2月23日。
- (55) 「整頓水会」『益聞録』光緒23年6月22日。
- (56) 前掲『北平市民の自治構成』口絵写真「出動する水會」と解説文。
- (57) 小浜正子「救火会」『近代上海の公共性と国家』研文出版社、2000年、初出1999年、154-156頁。
- (58) 京師警察庁『京師警察法令彙纂』1916年、第2種警察法行政類147-152頁、改訂協助消防火場保護規則、第2条第6項、第5条、第15条第3項。